

各委員意見の論点ごとの整理（第2回検討会まで）

1. 今後の福祉ニーズを踏まえて、住民の立場から見て「目指すべき地域」とはどのようなものか。

- ・人口構造の変化（人口減少・高齢化）、働き方の変化（非正規の増加、共働き世帯の増加）、家族の変化（核家族化（独居化）、一人親世帯の増加）、地域のつながりの希薄化等により、家族、地域内の支え合いが弱まり、また、世帯単位で複数分野の課題を抱えるなど、複合化・複雑化した課題を持つ世帯が増えている。
- ・各制度においては、地域包括ケアシステムの構築、障害者の地域生活支援、地域子ども子育て支援、難病・がん患者の地域生活支援等、施設におけるサービスよりも地域の暮らしの中における支援のニーズが高まっている。
- ・これらの現状を踏まえ、高齢・障害・疾病・子育て・生活困窮といった脆弱性や生きづらさ、課題を抱える方も、
 - 支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、誰もが地域に居場所や役割があり、
 - 課題を持っても誰かに相談でき、又は、誰かが手をさしのべてくれる
 - 多様な価値観が尊重され、過度に干渉したり、疎外されることがない地域を目指すべきではないか。

（「目指すべき地域」とは）

- ここにでてくることは、最大公約数的には地域からも出てくるようなものではあるが、住民の立場から見て何が困っているか等、地域像は住民が作りあげていくもの。（土屋委員）
- 地域で話し合える土壌や、関係性こそが必要と思う。そういう場所、プロセスが大事ということではないか。（中委員）
- 「目指すべき地域」はこうです、というのは難しい。どうやって地域を考える人を作っていくのが重要。（勝部委員）
- 「多様な価値観が尊重され、過度に干渉したり、疎外されることがない」というフレーズは皆賛成するだろうが、実現できるかどうかはイメージがわからない。実情はこんなにきれいではない。（朝比奈委員）

（地域経済との循環）

- 「共生」を福祉から論じるだけでは、地域の存続に結びつかない。人・分野・世代を越え、地域がひとつの物語を共有し、住民が参加しながらお金が巡っていくといった、地域経済も含めた「循環」をひとつのキーワードとする必要がある。（堀田委員）
- 地域の持続可能性がどこの地域でも危ぶまれている現在、地域循環のデザインと

セットで提案していくことが重要。様々な仕事が自治会や民生委員に「押しつけられている」印象がある。(福本委員)

- どのような機能が必要かを考えるに当たっては、経営的・事業的に解決する視点が重要。既存のプレーヤーを否定するものではないが、コミュニティビジネスや社会的企業のような、新たなプレーヤーを取り込む仕組み作りをすべき。(福本委員)
- 無償のボランティアやひもづけ補助金だけではなく、S I Bのような発想が必要。住民主体でインクルーシブに課題を解決しなければならない。(福本委員)
- 人口分析を行い、処方箋を出すという取組を行ってきた。最も重要なのは、市町村だけでなく地区ごとまで見ることであり、地区ごとに行った分析をさらに広域で俯瞰して見ることも重要である。介護、農業、交通の分野ごとで見るのではなく、トータルで見る必要がある。現場発の同時多発的なチャレンジについて、しっかりデータをとって、共通の阻害要因・促進要因を繋いでいくという、マスローカリズムの手法を提唱していきたい。(藤山委員)

2. なぜ「小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が必要なのか。

- ・ 対象に関わらない家庭全体の課題は、住民に近い地域であるから発見できるのではないか。
- ・ 居場所や役割を持つ場所は、地域の中で、住民や様々な資源と協働してこそ作っていけるものではないか。
- ・ 個人の課題を「他人事」とせず、「我が事」として受け止める機運を醸成するためには、子どものころからの福祉教育や住民が社会福祉を学ぶ機会を作ったり、住民も一緒になって課題解決を図るプロセスが必要ではないか。
- ・ 孤独や孤立の解消は地域との関わりを持つ事で実現されるのではないか。
- ・ 災害時にも地域の支え合いは不可欠なのではないか。

3. 「目指すべき地域」のために、地域においてどのような機能が必要か。

- ・ 以下のような機能を有する場が住民に身近な地域に必要なのではないか。
 - 高齢・障害・子育て・生活困窮・孤立・孤独・健康・就労など、その人や家庭が持つ相談ごとを何でも受け止める
 - 自ら窓口足を運ばなくても問題を把握してくれる
 - 制度を活用するだけでなく、「制度のはざま」の課題に対しても、地域住民や地域の様々な資源と協働して、課題の解決を図ることができる
 - 個々人に対する支援が地域の課題解決の経験として蓄積され、同じ課題を持つ人を支えられる地域づくりに還元される
 - 地域全体を見る視野を持ち、他分野と協働して地域づくりにもつなげていく

- ・このような機能を誰が担うか。求められる資質は何か。
- ・このような機能を支えるためには、各分野の相談支援機関が連携して対応する包括的な相談支援体制が必要なのではないか。

☆ 生活支援コーディネーターとの関係に留意が必要

4. 多機関の協働による包括的支援体制をどのように作っていくか。

- ・多機関が協働する必要性、協働するために必要となること
- ・協働の中心となる役割をいずれの機関が担うか

※平成28年度より実施している「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」では、機関を限定せず、「相談支援包括化推進員」の設置を求めている。26実施自治体中、生活困窮自立支援機関が6カ所、地域包括支援センターが6カ所、社会福祉協議会が9カ所、行政が5カ所となっている。

- ・自治体の組織体制としても、高齢、障害、子ども、生活困窮等の各分野が連携できる体制を作っていく必要があるのではないか。

（「我が事」のあり方）

- 地域づくりは施すものではない。住民の立場からみて「自分がどんなところに住みたいか」という視点が必要。望ましい地域の姿をどうやって作って“あげ”よいか、といった視点から入ると間違ってしまうのではないか。（相田委員）
- 地域包括ケアは「住み続けたい地域」を前提に置いており、まずは住みたい地域を考えてあとから福祉がついてくるという考え方で進めることが重要。（土屋委員）
- 「我が事」のとらえ方についても多様性がある。どういう老後を迎えたいと思っているのか、この地域がホームでなくアウェイの人もある。（大原委員）
- 4月から開始された総合事業についても、なぜ住民が参画するのか、といった声が聞かれる。住民に納得感がない。住民にもそれぞれの立場から考えていただきたい。（越智委員）
- 「住民主体」の定義が重要。地域課題について住民が決定権を持ち、「我が事」として解決するという文化を醸成しなくてはならない。介護保険法で、住民参加の生活支援体制整備事業が義務化されたが、介護保険の保険者である行政が実施するため、住民にはやらされ感が蔓延している。（土屋委員）
- 現場では、同じ民生委員が多分野の会議に出席するという「協議疲れ」といった現象が見られる。協議の「場」は非常に重要だが、その整理が必要ではないか。（永田委員）
- 住民サイドがどう地域を作るかという動きにコミットする事が大事。（越智委員）
- システムだけでなくまなざしも重要である。町内会に加入しても、ゴミ出しの仕方が悪いなどと言って排除するようなことが起きる。住民の間に貧困世帯に対する理解などの視点がないと、仕組みだけでは機能していかない。（櫛部委員）
- 「地元の作り直し」であるため、分野を超えた議論が必要である。（藤山委員）
- 「気づき」、「協議する」場は福祉以外と連動していくことが重要であるが、本検

- 討会は困った人を作らない「実行」を考えていく場と考えている。(堀田委員)
- 土屋委員のワークショップの参加者がどのような層の人なのかわからないが、全てを我が事で解決できると希望的に考えない方がよい。(朝比奈委員)
 - 早期発見の仕組みは良いが、解決をご近所でのというのは息苦しいので、重層的に仕組んでいく必要がある。(勝部委員)
 - 地域防災の視点も重要。災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成と提供が義務付けられた。名簿の回収率にもばらつきがあり、藤沢市では8割くらいだが、それでも難航している状態。名簿の管理など重要すぎる仕事をなぜ自分たちが、と自治会や町内会では「やらされ感」が強い。(片山委員)
 - 論点2については、行政からの視点だけではなく、「住民でなくてはできない」というポジティブな記載をすべきではないか。検討中のシステムの中では、住民は「気づき」の役割を担うことになるが、そのためには気遣い合う関係作りが必要であり、それは専門家でなく住民にしかできないことだということを書き方にした方がよい。(永田委員)
 - 地域課題を把握するベクトルだけでよいのか。現在の地域・住民にできること、可能性を集める仕組みもセットでないと、地域は改善しない。(藤山委員)
 - 課題把握だけではなく、「課題把握とそれを解決する仕組み作り」がセットなのではないか。地域がいかにかその課題に取り組んでいこうとしているのか、地域がもつ方法や力のほうが大事。同じような課題をもっている地域であっても、それが課題となるかは地域によって異なる。資源や解決方法のほうに問題が生じている。(中委員)
 - 水も漏らさぬ相談も必要だが、やりすぎると、息苦しくなるのではないか。良いところを伸ばし、みんなの出番や役割をつくるといった観点とのバランスのとれたアプローチをしてほしい。(藤山委員)

(どのように「我が事」にしていくか)

- 我々は利用者のアセスメントは専門だが、そのまわりの住民のアセスメントをついおろそかにしてしまう。地域住民を巻き込んでいくには、地域住民が理解し、楽しいと思えなければならない。(大原委員)
- 狭義の「我が事」でなく、関心や興味のない住民がどう感じるかを重視したい。(大原委員)
- 福祉のロジックで説明・提案しても協力者は集まらない。住民にも様々な事情がある。商工会の方々には、福祉にコミットすれば商売が潤う、町も潤う、若い人の雇用ができる、と働きかけるなど、相手の立場に立った提案をする。衰退していく小さな町でも、福祉セクターに関わることで地域を作っていける、そういった視点で構想を語る力が必要。(大原委員)
- 就労・労働が福祉とつながることは大きな意味がある。(櫛部委員)
- 若い世代は流動する。70%以上が地元でない地域で育児をしているアウェイ育児。

地域でつながりを作り、アウェイをホームに変えることが必要。支えられるものから支えるものへという地域の循環型支援、支える側でもあり支えられる側でもあるというお互い様の支援関係の構築が必要。(奥山委員)

- 充て職で、資格を持った人を集めるのではなく、機能を動かすためにどういう人が要るかを議論すべき。全国展開に向けては、カリスマではなく、多くの人の能力をおしなべて底上げする、といった観点も必要。(大原委員)
- 自治会加入率 46%という低さをカバーするには、小学校区で我が事の何でも相談が必要だと思ってやってきた。(勝部委員)
- 地域で住民によるワークショップを開催し、「あなたが住み続けたいまちは、どのようなまちか」、「今地域に足りない活動はなにか」、「その活動のためにあなたは何かできるか」を住民に問いかけてきた。そういった取組により、住民に自主性が生まれ、地域の課題に住民自身が気づいていくことができる。見える化チャートをつくり、投げかけることも有効な手段。(土屋委員)
- 「我が事」の中には、自分には関係ない、誰の助けもいらないという人たちの受援力を育むかわりも大切だと考える。(中委員)
- 世代ごとに「地元感」は異なるため、改めて住民で議論することが必要。(勝部委員)
- 住民には、総論は良くても、各論として困った人の話が出てくると後ろ向きになったりするので、「自分が支援対象者になったらどうなってしまうのか」を考えてもらうことが一番重要。(勝部委員)
- 住民が、言い方はおかしいかもしれないが、楽しくて面白い、というスタンスで取り組むことが重要ではないか。豊中市には自ら受けるなんでも相談があって、専門家が担うべきという意見もあったが、自分からSOSを出せない人に気遣っていくトレーニングが重要。住民が実践により学び、気づきあいを増やしていくといった視点が必要で、学びのない相談窓口は危険な方向に行くと考える。(勝部委員)
- 第2回検討会資料3のp.5について、Aのエリアの人を増やすには、専門職が請け負うのではなく、個別事例とそれにかかわる人たちとの協働を重ねるなかで、地域にとっての意味を一緒に考えていくことが大事。遠回りでもそういった成功体験を重ねていくことが、人や地域を育てていくことにつながる。(中委員)
- 都市部で生活している住民は、地域課題へのコミットメントがない。住む圏域、働く圏域、学ぶ圏域、趣味の圏域はそれぞれ異なるため、重層的にどうつなげていくのか、留意が必要。(堀田委員)
- 自助・互助・共助・公助のバランスはそれぞれ異なる。そういったことを住民に理解してもらうような説明が必要と考えている。(片山委員)
- 同時に、「気づき」、「協議」、「実行」、「学び」のサイクルに乗る、楽しい、おしゃれなサイクルをつくっていくことによって、困っている人を未然に防げるということも重視したい。(堀田委員)

- 住民の活動があっても、専門職が全ての課題を引き取ってしまえば、住民の我が事にならず、「どうして行政がやらないのか」というクレームだけが増えていく、これが、これまでの専門職配置の課題である。個別の相談は受けるが、学び合いもする、地域作りや、住民の力を引き出すことに重点をおけるような人物でないといけないのではないか。行政の人だと、税金を払っているのに何でそっちでやらないのか、となるので、市民側の人を開拓していくことが必要。(勝部委員)
- 地域づくりを広く展開することを考えると、地域の強みをどう共有していくかというところがないと、福祉以外の人たちとの共通言語を作っていけない。課題解決だけをするのではなく、地域づくりと言うところで他分野と協働できるかという仕組みを作っていかなければいけない、という議論があった。(原田座長)

(「我が事」にしていくために、誰が働きかけを行うのか)

- ここにでてくることは、最大公約数的には地域からも出てくるようなものではあるが、住民の立場から見て何が困っているか等、地域像は住民が作りあげていくもの。(土屋委員)
- 社会福祉基礎構造改革において、地域福祉に住民の参加が明確に加えられたものの、行政に浸透していないのではないかと。地域福祉計画については、作ることが目的化しており、実効性に欠けているため、行政の役割を明確化することが必要ではないか。(片山委員)
- 専門職が住民と一緒に協働できるかが重要。よく「住民を“活用”する」と言われてしまうが、活用する・されるの関係でなく、住民と専門家をつなぐ「のりしろ」を作り、話し合う機会を作るべき。座学で身につくものではない。(永田委員)
- ファシリテーターはすぐにはできないので、社協やさわやか福祉財団など、周りの団体の支援を受けつつやるが、最終的には住民自らがやるのが理想だと思う。(土屋委員)
- 生活支援コーディネーター・協議体について、板橋区は人口 55 万人と大きい地域なので、今やっと社協主体で第 2 層の協議体を作り始めている。まずはシステム自体の説明から始め、1 回目が 100 名、2 回目が 80 名。3 回目でコアメンバーとなる人が残り、リーダーが自然発生している。地域に合ったリーダーが生まれていると思う。(相田委員)
- CSWは個別支援ワーカーなのか、まちづくりワーカーなのかという議論があるが、個別の課題を中心に地域を耕す地域づくりのワーカーなのだという立場をもつことが大切。(勝部委員)
- 生活支援コーディネーターは、個別課題にインテークしない主体である。ただし、地域の困り事を受け付けていく中で、高齢以外の課題もキャッチするため、その部分を住民にフィードバックする機能を担うことになる。(土屋委員)
- CSWと生活支援コーディネーターについて言えば、生活支援コーディネーターは個別のインテーク・アセスメント機能は持たないが、地域作りの機能はほぼ同

じである。(土屋委員)

- 地区社協において既に構築された分野横断の協議の場も、そこに様々な関係者を加えていけばそのまま活用できる。(土屋委員)
- 第2回検討会参考資料1のp.2に、高島市で進めていく地域作りのイメージ図を示した。キャラバン隊が小学校区単位にアウトリーチを行い、住民と専門家が協働する仕組み作りを検討している。(井岡委員)
- 住民の気づきを支援することが専門職の役割である。(勝部委員)
- 論点3については、第2回検討会資料3のp.4の中段に位置する地域の体制づくりを支援する人が誰かということが重要。専門職を身近な圏域に常駐させるのが名張市、CSWが出向くのが大阪市、そこに住民相談を組み合わせるのが豊中市のモデル。個人としては、これまで名張を研究してきたこともあり、身近に専門職が配置され、いつでも相談できるメリットが大きいと感じているが、専門職らしくない役割が求められているとも思う。(永田委員)
- お茶を飲みながら世間話ができる居場所が重要と考えており、地区社協がその居場所作りを担っている。専門職はいないが、最終的な責任を負う行政へのつなぎ役、住民の側に立って行政にもの言える人が良いので、CSWを配置している。茶飲み話から、家庭内に隠れていた虐待が明らかになったケースもあった。(片山委員)
- 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域の体制づくりを支援する人は一人である必要はなく、住民と専門職でユニットを組んでも良いのではないかと。それが誰か、ではなくどんな機能を有するかで考えていく必要がある。(中委員)

(「住民に身近な圏域」の考え方)

- 「我が事」の範囲は最大でも小学校区と考える。(中委員)
- 身近な圏域について「小中学校区等」とされているが、志摩では小学校の統廃合が進んでおり、身近とは言えない状況。やはり単位としては自治会ではないか。(前田委員)
- 実感としては、小学校区レベルの顔の見える範囲が、地域住民の課題把握のためには現実的と考えている。(土屋委員)
- 豊中市は小学校区単位で住民による校区福祉委員会の実践が進んでいるが、今まで小学校区での取組を実施していない地域において、小学校区にしたり、あるいは道路や川で勝手に行政が線引きしてしまうと、昔からの地域のつながりが切れてしまったり、民生委員の地区委員会のもち方とずれてしまったりしてうまくいかない。圏域から、住民が決定していくことが必要。(勝部委員)
- これまで、小学校区での福祉活動がなく、自治会単位が基本で、204 あるが、半分は限界集落という状況である。目指すべき地域はそれぞれ異なり、がちがちに小学校区で線引きするが良いかどうか、今までの取組の中で考える必要がある。(井岡委員)

- 福祉だけではなく、分野横断的に考えることがポイントである。調査の結果、教育、医療、福祉等の機能を備えて、その全体最適を達成できるのが、データの的には 300～3000 人の圏域であった。固定ではなく、地域ごとに自己決定できる地区のエリアとするべき。(藤山委員)
- ワークショップでは、圏域を考えるとところから始めたが、結果的に行政が想定していたものから異なる結果となった。行政が決めるのではなく、住民自身が圏域の考え方を議論する必要があるのではないかと。(土屋委員)
- 昭和の合併前の小学校区域の意識が根強いが、そこが国道で分断されるとまた変わるなど、様々な状況がある。ただ、そこに必ずしも全ての資源がそろっている訳ではない。福祉だけでなく経済も含めて考える必要がある。(越智委員)
- 金沢市の地域福祉の単位は 54 地区の「おおむね小学校区」となっており、これは昭和からある「旧小学校区」である。この地域ごとに、地区社協、公民館、民児協、町会連合会などが協働で運営されている。地域包括支援センターの圏域は 19 か所のおおむね中学校区で、これは行政が決定したものがだが、内訳をみると、いくつかの文化が全く違う小学校区の組み合わせであるので、地域特性に配慮している。(中委員)
- 論点 2 の「住民に身近な圏域」であることについては、①早期発見、早期対応につながることで、②地域の中の課題を地域住民が課題発見から解決までリアルに体験すること、の二つの意味があると考えられる。このうち、後者については既に地域ケア会議で住民と専門職が協働している。その意味では、資料 4 の「地域ケア会議」については中地域、小地域にも突き抜けて描いて欲しい。(中委員)
- 藤沢市では 13 地区、16 民協があり、つながりがしっかりしているので、これをもとに支援している。(片山委員)
- 「身近な地域」の範囲は、属性によって異なる。(朝比奈委員)
- 小学校区、中学校区、市町村という階層ごとにどんな機能を置くべきか、を考えて全体で連動していくようにデザインしなければ、一人の人や一つの機関で行うことは難しい。(中委員)
- 地域福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画などは、分野ごとに設定したエリアが異なるのが当たり前となっている。福祉圏域とか生活圏域ということの考え方を自治体である程度整理しながら、みんながそのエリアでいろいろな話し合いができていくような体制をつくりが必要。(勝部委員)

(広域、専門的な対応の必要性)

- 若者は広域で移動しているため、身近な地域だけではなく広域の枠組みも必要。家庭内暴力、性犯罪、戸籍など、声をあげると逆に排除の対象になる例もある。(朝比奈委員)
- 発達障害や、強度行動障害、医療的ケアの必要な子どもなど、住民がキャッチしてきた事例を受けられるだけの高度な専門性も必要不可欠。(菊本委員)

- どこまで地域で担えるかは厳しく考えるべきで、排除の問題はどうしても残るので、どうサブシステムを作って救うかを考える必要がある。(朝比奈委員)

(きめ細かな相談支援)

- 不安定雇用の労働者も多く、平日の日中しか相談に対応できなければ、平日の日中に仕事を休めない方々のニーズが排除される。ニーズは変わっていくため、柔軟に受け止めるための相談支援事業が求められる。(朝比奈委員)
- 福祉ビジョンのように「ワンストップ型」「連携型」といった区分になるのかなと思う一方、地域の中で課題を発見していく初期総合相談の窓口が重要と感じている。(永田委員)
- アウトリーチを行うにしても、「深刻化しないうちに」発見することが非常に重要。(前田委員)
- 相談機関の職員は、地域住民が集まる場に出向いて初めて、言いづらかった相談を持ちかけられることもある。出向くことが重要。(横山委員)
- 本当に深刻なニーズが地域の中にたくさん出ている中で、どう早期発見・早期対応していくか、きれいに言えばコミュニティソーシャルワークと言うことになるだろうが、そう簡単な話でもなさそうだ。(原田座長)

(多機関の協働による包括的な相談支援体制のあり方)

- 市町村による包括的な相談支援体制の整備の在り方については、圏域ごとに、それぞれの住民が話し合う場と、専門職の参加が重要である。(井岡委員)
- 丸ごとといっても子育ては入らなかったが、地域の相談機能と連携しながら担っていく仲間に入れてもらいたい。(奥山委員)
- 相談を取りこぼさない生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の制度として第1のセーフティネットと第3のセーフティネットの間に挟まっている印象だったが、相談件数が増えるにつれ、全てのセーフティネットに通底するものと考えようになってきた。(櫛部委員)
- 生活困窮者自立支援制度が発足し、全国で「断らない福祉」が生まれたものの、結局は制度の狭間があり、その解決には、住民との協働か、機関同士の連携、新しい仕組みの構築などを地域で考えなければならない。制度の狭間にこそ地域の課題がある。(勝部委員)
- 何を「丸ごと」とするのか。対象については少なくとも「世帯丸ごと」であることが必要。単身世帯が増えているにも関わらず、地域ケア会議での1事例あたりの支援対象者数は平均2.1人、うち65歳未満が約半数含まれているという実態がある。支援体制と仕組みもまた「丸ごと」でなくてはならない。縦割りを作ったのは、専門職であり、地域の意識という面もある。なぜそうなったのかの要因分析や検討が必要。(中委員)
- なぜ病院が「多機関」のひとつに挙げられていないのか。行政や社協が熱心でな

いところはどうするのか。やれるところがやれば良いのではないか。志摩では、志摩病院を中心とした「志摩地域まるごとケア交流会」をやり、102 人くらい集まっている。場を作れば、行政も社協もきてくれる。(前田委員)

- 第2回検討会資料3の p.3 だが、実際には社協や社福法人がまとめて運営していて、こんなに分かれて存在していないと思う。それと、2000 年以降の地方分権で、地域に下ろすのは良いが、マネジメントは難しくなっていると思う。(櫛部委員)
- 第2回検討会資料4について、右上の「他にも様々な議論の場がある」という話で、地方創生との関係で言えば、地域循環も含めて地域運営組織の検討会で同じ議論をしている。協力・実行などの様々な場があるので、省庁横断で議論されるべきなのではないか。(堀田委員)
- 相談支援機関の連携体制については、ジェネラルからスペシャルへ、スペシャルからジェネラルへ、スキルからシステムへ、システムからスキルへといった関係構築が重要。(土屋委員)
- 1つの事案に複数の機関が対応している、つなぐのではなく押し付けになっている事例がある。(前田委員)
- 縦割りは決して全て悪いわけではなく、いい部分もあるのではないか。(相田委員)
- 行政は縦割りでないと仕事をしない。問題は、委託と受託で完結してしまっていることである。生活困窮者自立支援制度で官民共同が始まったので、これからではないか。(櫛部委員)
- 縦割りの弊害は、職員がそのことしか考えないことであり、相談を受けた課の職員が、関係者を集められる仕組みになっていけばよいのではないか。(前田委員)
- 包括化というのは資源がある程度揃っていることが前提となっているが、担い手がない、資源のない地域もあることに留意が必要。例えば児童養護施設を出た児童のアフターケアなど、就労支援ではない継続的な生活支援の部分を支える財源が全県にひとり分くらいしかなく、そういった部分がすっぽり抜け落ちてしまわないか、懸念がある。(朝比奈委員)
- 包括的支援体制作りにおいては、分野ごとに財源が縦割りであるため、会計検査で指摘される事もあり、推進員になる人は一般財源で雇用するなどしないと、現状は難しい。(片山委員)
- 自治体で組織を見直す際に、法体系や財源の体系がネックとなっているが、専門性を高めサービス提供体制を整えるのはもちろん重要である。(片山委員)
- 相談支援の構造化についてさらに議論を進めるとともに、住民のインフォーマルな支援と専門職がどう協働していくかについても議論が必要である。(原田座長)

(中核となる担い手のあり方)

- スーパーマンを養成するのではなく、人としての共通理解を有した専門職がチームアプローチを徹底するということが必要。それを育てるのには、座学でなく OJT、実務指導も考えていきたい。(菊本委員)

- 相談、計画、チームコーディネート、資源開発まで担う専門人材、②世帯全体のニーズをとらえ、分野別の相談機関と協働して対応する包括的な相談支援体制が必要。①は、アセスメント力、ジェネラルな視点を持った専門職（ソーシャルワーカー）を配置することによって、②は、福祉分野の横断的な研修を行うことによって対応していくことが必要。（土屋委員）
- 生活支援コーディネーター、認知症コーディネーター、CSW、地域福祉コーディネーターといったようにコーディネーターの乱立という状況が見られる。財源も含め、整理が必要ではないか。（横山委員）
- 制度化を考えるにあたり、行政はどうしても標準化を意識してしまうが、住民主体という中で行政や専門職が何も変わらないのは違和感がある。（永田委員）
- 生活支援コーディネーターは、特別会計であり、委託であり、配置場所、社協のCSWとの位置づけなど、行政からすると非常にやりづらい。（片山委員）
- 相談支援包括化推進員は、分野を超えた体制作りを担うため、スペシャリストが必要だし、権限も付与することが必要。（土屋委員）
- どこに相談したらいいかわからない、といったケースを含め、ニーズが複雑化、複合化している現状において、せめて入口の相談機能はできるだけ統一したい。その体制作りにあたって、専門的なインテーク・アセスメントができる職員の育成が必要である。（片山委員）

（民生委員）

- 専門性は高くないが、その地域に住まい、根付き、住民のニーズをキャッチして福祉のネットワークにつないでいくのが我々の仕事。民生委員の認知度、充足率の向上に努めていただければ、地域共生社会の実現を進めることができるのではないか。行政・社協・地域包括支援センター・その他団体と連携することで、民生委員が吸い上げた地域の情報をうまく活用していただき、効率的・横断的なネットワークを構築していただければと思っている。（相田委員）
- 地域の体制づくりを支援する人は現実的には民生委員ではないか。志摩市には離島もあり、子どもがいない圏域やNPO法人がいない圏域もある。解決側に立ってくれる人ということだと、20～40代は参加しないし、好んで孤立する人もいる。社会資源の少ない地域では、民生委員はプラスアルファかと思う。（前田委員）
- 民生委員の活動記録によれば、近年の民生委員の仕事は課題の解決まで至らず、どこにつながかが仕事となってきた。一方で、積極的に孤独を選ぶような住民についてはなかなか理解ができないケースもあり、もう少し、つなが以上に深い部分まで踏み込む必要があるように感じている。（相田委員）
- 民生委員・児童委員の負担、難しさは相当ではないか。結果、なり手不足という課題が生じている。悩んでいる人も多いし、1期で辞めたり、1期もたない人もいて、75歳以上でも再任せざるをえなくなっている。（片山委員）

（社会福祉協議会）

- 社協の役割は、第2回検討会資料3のp.5のDの部分の人たちをどうABCに動かすかということが大事だと考える。各社協は、活動者を増やす取組を行い、多くの地域住民を巻き込んでいく機能を果たすべきではないか。（横山委員）
- 地域の体制作りについて議論するプラットフォームを作っている社協もある。サービス開発が必要になれば経済部門、財源が必要になれば法人や共同募金に働きかけるなど、そういったコーディネートを担当しなければならないと思っている。（越智委員）
- 社協は生活困窮者自立支援制度の受託団体としても活動してきた。困窮者支援における官民共同・庁内連携という部分を、他の分野においても社協が担っているのではないかと。圏域のところに専門職をどう置くか、つなぐ役割を社協が担えると思う。また、地方創生や地方振興と福祉を繋いでいく役割もあるのではないかと。（井岡委員）
- 地域福祉を担う市社協と、任意設置の地区社協、校区社協というそれぞれの機能について議論する必要があるのではないかと。（片山委員）

（行政）

- 行政の役割は、①住民主体の基盤を整備すること、②地域で解決できない困難事例の最終責任をとること、③地域の課題の情報などを共有すること、④フォーマル・インフォーマルな支援のつながりをよくしていくことの4つ、すなわち、住民福祉を担保するということだと考える。（片山委員）
- 地域の包括あるいは個別支援はこの間ずっと進んできたが、公的に包括されるマネジメントされているのか、また、福祉事務所の申請の課題があるのではないかと。（櫛部委員）
- 福祉事務所についても、各分野の所管課に福祉事務所の一部の機能が混ざっている、福祉事務所長が課長と兼務となっているなど、今の実態にそぐわない制度となっている。（片山委員）
- 生活支援コーディネーターでもそうだったが、国から「地域で自由に決めて良い」といわれると、逆に配置方法にとまどう自治体が多いため、全国に配置する際にはもっと丁寧な説明が必要。何を担い、どのような役割をもった人物を配置するのか、各自治体で関係者としてしっかり話し合ってから実行できるよう、丁寧な説明が必要。（横山委員）

（その他）

- 社福法人、NPO法人なども含めどういった役割をそれぞれ担うかの整理が必要である。（原田座長）

5. 地域において課題を解決するための取組の一環として「寄附文化の醸成」をどのように考えるべきか。

- ・ 共同募金の活性化（寄附が地域のために使われていることが実感できる仕組みの普及）
- ・ その他、寄附や募金等を集める様々な手法の普及

（地域課題解決と財源）

- 改正社会福祉法のなかで、地域協議会を設置し、社会福祉法人の財源をどう使うかという議論になっているが、そうではなく、その財源を使って地域の課題、また地域づくりを、既にある様々なコーディネーターともに、どのように進めていくかという議論が必要。（越智委員）

（共同募金）

- 共同募金については、募金額が減少している中で、住民参加の募金改革、テーマ型募金の取組が広がっている。地域の課題を話し合い、お金を集め、団体に助成をするといった循環を、市町村域で作っていくことが重要。（井岡委員）

（S I B）

- 寄付だけではなく、資金が地域の中で循環していくべき。その仕組みの1つがS I Bで、地域共生がテーマの1つとして挙げられている。（鴨崎委員）
- 官民連携について、S I Bのパイロット事業を尼崎で実施した際に、ケースワーカーと民間が協働してアウトリーチを行った。ケースワーカーはひとりあたり100件以上のケースを担当していて、年に3～4回訪問できるかどうかというくらいなので、保護世帯にいる子ども、若者の情報の把握が物理的に難しい。「頻繁に訪問を行う」という部分を業務委託するという考え方をとれば、ケースワーカーは使っていく側、コーディネートする側にもなりうる。また、年度でケースワーカーの半数が配置転換してしまう自治体の実情があるが複数年同じ人が担当することが、官民の連携で可能ではないかという示唆が得られた。（鴨崎委員）

（資金以外の寄附）

- 空き家、空き地の寄附などお金ではない地域の資源の提供も大切。環境・労働も含め、みんなで一緒に解決を図るために10年で35のプロジェクトを立ち上げてきた。（勝部委員）

6. 地域課題の解決力強化と総合的な相談支援体制づくりを全国展開するうえで留意すべきこと等は何か。

- ・ 地域力強化のための法令や財源（現在はモデル事業（一部平成 29 年度概算要求中）で行っている）の在り方
- ・ 地域福祉計画の策定や進行管理の在り方
- ・ 守秘義務など住民を支援する際の個人情報の保護についての整理

（個人情報保護等）

- 民生委員の持っている財産を上手く活用していただきたいが、個人情報保護の課題が出てくる。同様に守秘義務のかかっている地域包括支援センターやケースワーカー等とは、人助けだからということで情報共有しているが、一方で民生委員を推薦している町内会長には情報を共有できないというおかしなことになっている。（相田委員）
- 支援機関や民生委員が協力姿勢を示しても、行政からは情報が一切出ないため、やる気をなくす例がある。（前田委員）

（地域福祉計画）

- 転入してきた若い世帯も地域に溶け込むよう支援している。第 1 期地域福祉計画には子育てに関する事項が含まれていないことが多く、第 2 期、第 3 期で増えてきた印象。子育て世帯や、働く世帯をどう地域に入れていくのか。顔の見える関係を作ることが大切。（奥山委員）
- 町村の地域福祉計画の策定率が低い。包括的に地域の福祉を構築するという視点が抜けているので、義務化するとともに、住民参加を促して欲しい。（越智委員）
- 福祉の提供ビジョンは、国としての分野横断的な地域福祉を推進する決意表明と受け止めた。地域福祉計画の位置づけが重要。（永田委員）
- 地域福祉計画の策定を住民主体で行うことが、まさに福祉教育なのではないか。（前田委員）